

サプライヤー行動規範

目次

1. はじめに.....	2
2. 行動規範の説明.....	2
2.1. 人権.....	2
2.2. 公正な労働条件.....	2
2.3. 健康・安全・環境&持続可能性の管理.....	3
2.4. 材料コンプライアンスと責任ある鉱物調達.....	3
2.5. ビジネス倫理&誠実さ.....	3
2.6. 個人データ保護.....	5
2.7. 安全なビジネス.....	5
2.8. サプライヤーによる調達.....	5
3. 監査要求事項と記録.....	5
4. 行動規範を逸脱した場合.....	6
5. 研修.....	6
6. 報告経路.....	6

1. はじめに

当社は、すべての人に持続可能なエネルギーの未来をもたらすということを最重要課題と位置づけ、持続可能なエネルギーの未来へ向けた取り組みを進めています。

日立エナジー行動規範にある通り、日立エナジーは高水準の安全性、品質、誠実さ（当社の事業を行うための許可）そして持続可能性に取り組んでおり、これらは当社の文化そしてDNAの一部です。

改訂された本サプライヤー行動規範は倫理的ビジネス行動の高い基準を設定し、日立グループコンプライアンスプログラム（HGCP）に準拠しています。

日立エナジーは、賄賂、汚職、児童労働や強制労働などの非倫理的なビジネス行動に関し「ゼロトレランス」方式を実施しています。当社ではすべてのサプライヤーが同様の基準を遵守し、倫理的に事業を行うことを求めます。

サプライヤーは適用可能なすべての法律、規制、および本サプライヤー行動規範に定められた条件、および当社に対する貴社の契約義務を遵守する必要があります。

本サプライヤー行動規範および法律に明示されている通り、当社は倫理的なビジネス行動への責任を共有する信頼できるサプライヤーと契約を締結いたします。

本サプライヤー行動規範は、日立エナジーのサプライヤーとして貴社が行う事業活動の基本となる主要な原則を定義します。有害物質や紛争鉱物に関する情報や質問がある場合など、より具体的なガイダンスは

<https://www.hitachienergy.com/about-us/supplying>もしくは<https://www.hitachienergy.com/about-us/integrity/reporting-channels>をご確認ください。

2. 行動規範の説明

2.1. 人権

日立エナジーのサプライヤーとして貴社は、

- 国際的に宣言されている人権の保護を支援また尊重し、人権侵害に加担しないよう努めます。
- 各個人の尊厳、プライバシーおよび権利を尊重します。
- 自らの意思に反し強制労働させることを拒否します。
- 対面、書面またオンラインであっても、性的、強制的、脅迫的、虐待的、搾取的な身ぶり、言葉、身体的接触を含む行動を使用したり、関与したりせず、従業員や貴社に従事するその他の人々がそれを使用したり、関与させたりしません。

2.2. 公正な労働条件

貴社は公正な労働条件を確保するものとします。特に、

- 性別、年齢、民族、国籍、宗教、障がい、労働組合、所属政党、または性的指向に基づく雇用差別を行いません。
- 従業員の団体交渉を自由に行う権利を尊重します。
- 適用されるすべての法律および規制に従う場合を除き、どの活動段階においても児童労働を容認または使用しません。
- 非自主的な囚人労働、奴隷制や人身売買の被害者を含むがこれに限定されない、いかなる強制労働も行わず、すべての従業員に合理的な通知の上で自由に離職できる選択肢を認めます。

- 従業員への報酬は、現地の賃金規定および/また労働協約に沿って公正に与え、これらが存在しない場合、従業員が最低限の基本的ニーズを満たせるような報酬を与えます。
- 残業時間を含む労働時間が適用される法的要件を超えないようにし、そのような規制が存在しない場合は、残業時間を含む労働時間が週 60 時間を超えないよう推奨します。
- 従業員に少なくとも週に一日、中断なく休日を取れるようにします。
- 地域、連邦法、規則、奴隷制度、強制労働、および人身売買（現代奴隷法等）の法的要件を完全に遵守します。詳細は、[Modern Slavery and Human Trafficking Transparency Statement | Hitachi Energy（英語）](#)をご確認ください。健康・安全・環境&持続可能性の管理

当社は開放的な文化を育て、すべての従業員が繁栄し、最善を尽くすことができる環境を作ることを約束し、当社サプライヤーにも同様の努力を求めます。貴社は包括的かつ安全で健康な労働環境をすべての従業員へ提供し、環境にやさしく持続可能な方法で事業を行うものとします。特に貴社は、

- 健康、安全、環境および持続可能性のプログラムと改善を管理できる適切な責任者/チームを配置します。
- 健康、安全、環境そして持続可能性のリスクを効果的に管理するため適切な組織構造および手順を確立します。
- すべての作業者がこれらのリスクを十分理解し、管理手段の実施について適切なトレーニングを受けていることを確認します。
- 持続可能なビジネスを実施し、注意深く責任をもって資源を使用します。
- バリューチェーンを通じて、地球と人々への影響を最小限に抑えるため二酸化炭素排出量の削減に取り組みカーボンニュートラルを目指します。

2.3. 材料コンプライアンスと責任ある鉱物調達

日立エナジーでは、有害物質を含む物質の使用禁止や制限に関する規制当局および顧客の要求に従うことを決定しています。当社はまた、責任ある鉱物調達については、全体的アプローチを取っております。したがってサプライヤーは、日立エナジーに供給する商品が、すべての関連する規則の範囲に含まれる要求事項に準拠していることを確実にしてください。特に貴社は、

- 「日立エナジー禁止・制限物質リスト」にて禁止もしくは制限されている物質を、日立エナジーの事前承認なしに、日立エナジーに納入する商品に含めることをしません。
- 紛争や人権侵害を支援することのないよう、OECD のデューデリジェンスの枠組みを用いて、紛争鉱物やコバルトを含む鉱物の責任ある調達を約するポリシーを導入するとともに、事実上の禁輸措置を回避します。
- 日立エナジーから、上記要求事項を遵守していることの証拠を求める要請があれば速やかに対応します。

2.4. ビジネス倫理&誠実さ

貴社は、倫理マナーを守りビジネスを行うものとします。特に、

- 適用される地域の法律、連邦法および日立エナジーの倫理と誠実さの原則に従います。
- 適用される法律、規則、規制の文言のみならず、それらの精神をも遵守します。
- 不適切な支払いを拒否します。
 - a. いかなる形態の汚職、強要、贈収賄も行わず、具体的には、顧客（当社の従業員を含む）、政府関係者、その他の者への支払い、贈与、その他の約束が、適用される贈収賄防止法を遵守していることを保証します。

- b. 実際のまたは潜在的なビジネスパートナーに対して、商取引に影響を与えると合理的に考えられ、また通常のビジネス接待の範囲を超えて、もしくは適用される法律で禁じられている方法で、贈与、支払い、旅行、接待、またはサービスを提供、準備、依頼、受領しません。
 - c. 贈収賄防止法および汚職防止法により、そのような違法行為を行う個人および企業は厳しい刑事罰に問われ、かつ評判を著しく損ないます。
- 独占禁止法、またその他の競争法を遵守します。最低限の基準は以下の通り定義されます。
 - a. すべての市場において、オープンかつ独立して競争を行います。正式であれ、そうでないものであれ、競合他社との間で、価格の固定や設定、製品、市場、地域、顧客の割り当てなどの合意をしません。
 - b. 価格、利益率、コスト、入札、市場シェア、流通方法、販売条件、特定の顧客やベンダーに関する現在また将来の情報を、入手したり、競合他社と共有したりしません。
 - c. 特定の価格で当社製品を再販するよう顧客に求めたり、同意したりしません。
 - d. ある顧客を他の競争相手より不当に優遇したり、利益を与えたりするような行動をとりません。
- 利益相反を管理また回避します。
 - a. 個人的利益、社外の活動、金銭的な利益や関係が日立エナジーのサプライヤーとしての貴社の活動に関する利益と対立する、または対立するように見える状況を避けます。会社を代表して行う業務上の取引が個人的な配慮や関係によって影響されないようにします。
 - b. 日立エナジーのサプライヤーとしての貴社の活動に関連する潜在的な利益相反に関する情報を日立エナジーへ開示します。これには日立エナジーの従業員が貴社の事業に関して保有する可能性のある金銭的利益の開示も含まれます。
- 日立エナジーおよび各ビジネスパートナーから提供されたすべての機密情報を保護します。
 - a. 機密情報に適切な注意を払い、安全に保管し、業務遂行のために知る必要のある人のみにアクセスを制限します。
 - b. 空港、公共交通機関、レストラン、バー、エレベーター、トイレ、カフェテリアなど他人に聞かれる可能性がある場所で機密情報について話し合うことを避けます。
 - c. 機密情報へのアクセスを許可された外部関係者に、守秘義務誓約書へ署名するよう求めることが適切な場合があります。
- 日立エナジーを含む他者の知的財産を尊重します。
 - a. 不適切な方法で他者の機密情報を入手したり、許可なく情報を開示しません。
 - b. 他人の知的財産権を侵害することは重大な問題であり、刑事告訴される可能性があります。
- 関税規則、輸出管理法、貿易制裁を含む、当社の事業に影響を与えるすべての貿易法や規制を遵守します。
- マネーロンダリング防止に関する法を遵守します。
 - a. 合法的な事業活動を行っている信頼できる顧客と取引を行います。顧客を確実に把握するためのデューデリジェンスを実施し、不正な支払方法を避け、いかなる違法行為、疑わしい形式や方法での支払いに注意します。
 - b. 完全にそろった情報を提供することに消極的な顧客や、現金での支払いを希望する顧客など、警告のサインを見逃さないようにします。

- 正確で完全な財務記録を残します。
 - a. すべての商取引は、適用される会計原則、手順、およびその他の適切な要件に従い、適時、完全かつ公正に記録・報告されなければなりません。
 - b. 国際財務報告基準（IFRS）を遵守し、財務および税務上の会計・報告を規定する適用法令および当社の会計・報告ガイドライン・規制に従います。
 - c. 不適切また不正な書類を作成することや報告をすることは違法です。

2.5. 個人データ保護

貴社は適用されるデータ保護、個人情報および情報保護に関する法律および規則に従い、準拠した方法で個人データを処理します。個人データは個人を特定する、または特定可能な個人に関連するすべての情報を指します。特に貴社は、

- 正当な目的、透明性のある方法でのみ個人データを処理します。
- 個人データを必要な範囲に限定し、正確なデータを保ちます。また必要なくなった場合は削除します。
- 個人データを紛失、改ざん、また不正な開示から保護するため、技術面および組織的に適切な安全対策を講じます。
- 日立エナジーの個人情報に関連するプライバシー侵害や個人情報漏洩が実際に生じた、もしくはその疑いがある場合は、下記より報告してください：privacy@hitachienergy.com 日立エネルギーの個人情報に関するプライバシー侵害や個人情報漏洩の実態または疑いがある場合は、privacy@hitachienergy.com。

2.6. 安全なビジネス

貴社は安全な方法でビジネスを行うものとします。特に貴社は、

- テロ、犯罪、パンデミック、自然災害などの安全上の脅威による日立エナジーの被害を最小限に抑えるため、合理的な対策を講じます。
- 日立エナジーの拠点を訪問、敷地内で勤務する場合、日立エナジーの安全手順に従い、安全上の懸念がある場合は、日立エナジーの適切な部署へ連絡してください。
- 安全とビジネス継続性を確保することを目的として、地域や地元事業で課せられている安全性および危機管理の原則、国際基準を遵守します。

2.7. サプライヤーによる調達

貴社は責任ある方法で商品やサービスを調達するものとします。特に貴社は、

- 当社へ直接または間接的に商品やサービスを提供する貴社の1次サプライヤーの選定は、本サプライヤー行動規範に定められた基準を遵守する旨に同意していることを条件とします。
- 日立エナジーの敷地内で業務を行う場合、事前に日立エナジーの同意を得た上で、下請け作業を行います。
- 日立エナジーへ供給される原料は、社会的に責任のある持続可能な供給源を元にしており、紛争や人権侵害の原因となる事業活動へ参加、貢献、促進することはないことを保証します。

3. 監査要求事項と記録

持続可能性と本サプライヤー行動規範を遵守していることを確認するため、貴社はすべての関連文書を保存し、当社からの要求に応じて関連文書を提出するものとします。

本サプライヤー行動規範の遵守状況を確認するため、当社は当社の費用と合理的な通知のもと、第三者と共にもしくは単独で、貴社の業務および施設を監査・検査する権利を有します。監査もしくは検査の結果、本サブ

ライヤー行動規範もしくは適用される法律と規則を貴社が順守していないと当社が判断した場合、当社の指示に従い、迅速に必要な是正措置を講ずるものとします。

4. 行動規範を逸脱した場合

本サプライヤー行動規範からの逸脱または違反があった場合、サプライヤーは日立エナジー担当者もしくは下記の報告ルートへ報告してください。日立エナジーとサプライヤーは適切な期間内での問題の改善および緩和のための持続可能な手段について合意します。

双方で合意した期間中、サプライヤーは問題の改善および緩和のため迅速な措置を講じ、合意された期間が完了する前までに日立エナジーへすべての関連する記録を書面で提出します。

日立エナジーは、サプライヤーに本サプライヤー行動規範に重大な違反があった場合、契約の解除、ブラックリストへの登録、法的責任の追及などさらなる措置をサプライヤーに対して取る可能性があります。

5. 研修

サプライヤーとその従業員は、日立エナジーの要請に応じて研修を受ける義務があります。また、当社ではインターネットを利用した情報提供も行っており、すべてのサプライヤーが利用できます。

以下より詳細をご確認ください：

日立エナジーウェブサイト → サプライチェーン

日立エナジーウェブサイト → 誠実さ

6. 報告チャネル

当社との取引関係において、もし貴社や貴社の従業員が本サプライヤー行動規範の条項が守られていないと思う場合、もしくは日立エナジーが自らの行動規範に基づいて行動していないと思う場合、以下の日立エナジー報告経路より貴社の懸念を連絡するようお勧めいたします。

– 日立エナジービジネス倫理ホットラインへ



– 日立エナジー倫理 Web ポータルへ



– Eメール：global-pg-ethics@hitachienergy.com

- 手紙の宛先： Hitachi Energy Ltd., Brown Boveri
Strasse 5, 8050 Zurich, Switzerland, to the attention
of Hitachi Energy Ethics

報告チャンネルの詳細については <https://www.hitachienergy.com/about-us/integrity> をご確認ください。当社は貴社の誠実さとコンプライアンスに関する懸念を真摯に受け止め、最大限機密性を保ちながら対応します。

注：本サプライヤー行動規範に改訂があった場合、自動的にサプライヤーに適用されます。なお当該改訂にはサプライヤーによる再承認は必要としません。